

# Japan Gravitational Wave Community (JGWC) 会則

第1条 本会は Japan Gravitational Wave Community (略称 JGWC) と称する。

第2条 本会は重力波と関係した実験・理論的研究の発展を目的とする。

第3条 本会の会員は次の通りとする。

(1) A会員 重力波と関係した科学的研究に関心を持つ研究者。

(2) B会員 重力波と関係した科学的研究と推進に関心を持ち、査読付き科学論文が1篇以上あり、大学院博士（後期）課程を履修したまたは履修している、もしくは運営委員会においてそれと同等以上の学識があると認められた研究者。

2. 入会には、本人の申請とB会員1名の推薦、および運営委員会での承認を必要とする。

3. A会員は、本人の申請とB会員1名の推薦、および運営委員会での承認により、B会員となることができる。B会員は、本人の申請により、A会員となることができる。

4. 退会は本人の希望による。ただし、長期間の連絡不通の場合など、運営委員会の判断で退会手続きをとることがある。

5. 入会、会員種別変更および退会の申請手続は、運営委員会が定める。

第4条 会員は [jgwc@icrr.u-tokyo.ac.jp](mailto:jgwc@icrr.u-tokyo.ac.jp) に登録され、このMLに重力波の研究に関する研究会の案内、人事の公募等、会員に役立つ情報を発信、受信する権利を有する。B会員は運営委員選挙における選挙権・被選挙権、および総会に出席する権利を有する。

第5条 本会は年1回以上適宜総会を持ち、重力波に関する将来計画等の情報交換等を行う。

第6条 本会は、B会員から選任された運営委員および事務局長で構成された運営委員会によって運営される。運営委員の定員は6名で、任期は9月1日から翌々年8月31日までの1期2年間とする。事務局は毎年7月1日から8月31日までの期間にB会員の電子投票による運営委員選挙を行い、任期を満了する委員の後任を選任する。同点票などの場合は、前運営委員会が所属機関や経験などのバランスを考慮して決定する。2期連続で運営委員となることは禁止する。また同一所属部局からの委員は2名までとする。選挙後、新運営委員会は委員の互選により新運営委員長を選出する。運営委員長の任期は1年とするが、再任はさまたげない。

第7条 事務局は委員長指名の事務局長と、その所属機関のJGWCメンバーによって構成される。事務局は、運営委員の選挙管理、委員会の書記、そのほかJGWCにかかわる事務的作業を担う。

第8条 会則の改正は総会で提案して電子投票の過半数で決定する。

第9条 この会則は2013年10月16日から発効する。

附則 運営委員のうち半数が毎年入れ替わることになるように、2013年の初回選挙で選任された運営委員6名のうち半数は任期を年間とする。